

エゾシカ保護管理検討会「捕獲の担い手検討部会」(21.12.15) に基づく今後の捕獲の担い手育成等のための意見骨子

- ・平成21年5月15日に開催されたエゾシカ保護管理検討会において、捕獲の担い手の育成、捕獲に関わる体制整備等の検討について提言を受けた。
- ・提言に基づき、6月から3回にわたり検討部会で検討した結果、今般、次のとおり意見の骨子をとりとまとめたので報告する。

(検討会の提言)

一般狩猟者と捕獲専門家の育成等について、学識経験者、関係行政機関・関係団体担当者などで構成するワーキンググループで、諸外国など先進地の事例も踏まえて検討する必要がある。

(意見骨子)

1 第3の捕獲体制構築

これまでの狩猟、許可捕獲に基づく捕獲体制に加え、捕獲を専門とする人材の育成、体制の構築を行う。

また、効率的な捕獲体制を確立するため、カリング（計画的駆除）に関わる具体的な効果（効率）の検証を行い、道内で本格的に導入できる準備を行う。

2 地域で個体数管理・被害管理等を推進するための体制整備

地域毎に、総合的な個体数管理や被害防除対策等の計画立案、企画、対策、検証を推進できる野生鳥獣保護管理・被害対策を担える人材の育成、体制の構築を行う。

また、地域別の捕獲数など総合的な管理を行うための基礎情報の整備を推進する。

3 捕獲の担い手を確保する取組

中長期的な捕獲者の減少を抑制するため、積極的に狩猟免許取得者を増やす取組や狩猟免許の継続が円滑に進む環境整備を推進するとともに、狩猟の魅力や面白さを紹介するなど情報発信を行う。

また、技術研修会の実施や捕獲行為を継続するための経済的支援とともに、個体数管理など公共性のある捕獲行為に携わる者が円滑に銃の所持が行えるよう許可形態等に関する警察機関との協議についても検討を行う。

4 人材派遣機能の構築

育成した捕獲専門家や都市部在住狩猟者等を登録し、必要に応じて地元市町村等への派遣・調整を行う機能を構築する。

5 行政機関における鳥獣保護管理・被害対策担当機能構築及び強化

現場に対応した対策を推進するため、市町村、道出先機関に鳥獣保護管理・被害対策担当機能構築及び強化を図る。

また、地元協議会や市町村等が推進する総合的対策を円滑に実施するため、道も積極的に支援体制を構築する。